

平成23年11月8日  
日本原子力研究開発機構

件名：会計検査院平成22年度決算報告における指摘事項についての説明  
平成23年11月8日（火）朝刊掲載他

原子力機構が次世代型高速増殖炉の技術開発に関して発注している契約について、会計検査院決算報告で指摘があり、それに関連する新聞等の報道が11月8日にありました。一部の記事で、「費用を言いなりで支払う」や「ずさん随意契約」等の誤解を招きかねない記述がありましたので、本件について原子力機構の考えをご説明します。

#### 記事概要

平成20、21年度に結んだ随意契約（76件、計約126億円）で、契約の基になる契約相手先の見積りが実際より割高であり、人件費で実際の費用の1.8倍、外注費の1.5倍。原子力機構では実費と関係なく契約時に決めた金額を支払う契約を結び、作業にかかる費用や外注費を把握していなかった旨の報道がなされました。

#### 事実関係

会計検査院のご指摘は、具体的な金額を示して国損を与えたというのではなく、契約金額の透明性及び経済性確保の観点で、より一層の改善を求められたものです。

具体的には、契約相手先の当初の見積金額が実際に要した費用に比べて、人件費で8割程度、外注費で5割程度上回っていたことから、従来の契約方式（確定契約）では、契約締結時に必要経費を見通すことが困難ではないかとの懸念から指摘されたものです。

本件契約の場合、約126億円の契約金額は、当然、契約相手先の見積金額（約186億円）と同額ではなく、高速増殖炉開発の知見及び実績に基づき見積内容を定量的に確認し、市場価格や機構基準に照らして査定を行い減額交渉（約60億円）の上決定しています。

したがって、最終的な契約金額において、人件費が8割程度、外注費で5割程度上回っていた訳ではなく、実際の費用相当のものとなっております。

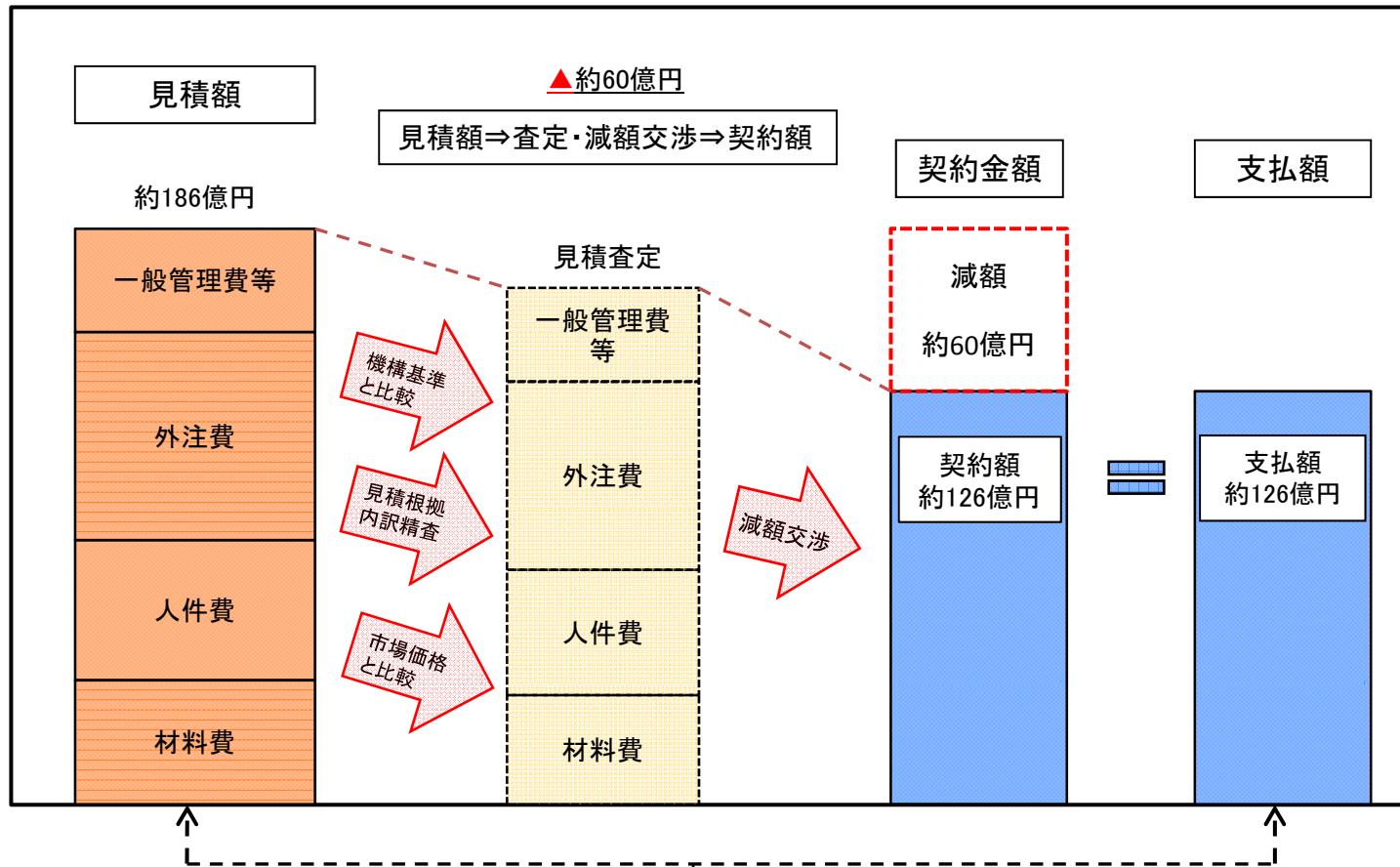
このため、今般の会計検査院からのご指摘を踏まえ、原子力機構では契約の透明性及び経済性を更に高めるべく、契約相手先とも協議を重ね、次世代型高

速増殖炉開発のように革新的な技術開発において契約相手先が特定される契約（随意契約）については、既に今年度から、精算に係る特約条項を付した概算契約とすることといたしました。

#### 機構の基本的な考え方

原子力機構といたしましては、今後とも契約金額の透明性、経済性及び妥当性を確保し、適正な契約業務遂行に努めて参ります。

次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約について  
 — 見積額に対する約60億円減額の契約締結 —



約126億円の契約金額は、契約相手先が当初見積った金額(約186億円)と同額ではありません。

当該契約は、高速増殖炉開発の知見及び実績に基づき見積内容を定量的に確認し、市場価格や機構基準に照らして査定した結果、減額交渉(約60億円)の上決定したものです。

したがって、最終的な契約金額において、人件費が8割程度、外注費で5割程度上回っていた訳ではなく、実際の費用相当のものとなっております。

会計検査院のご指摘は、具体的な金額を示して国損を与えたというのではなく不確定要素の多い革新的な技術開発で、かつ競争性のない随意契約である当該契約において、当初から契約した金額を支払う確定契約方式では、実施途上において経費の大幅な変動要素があっても、これに対応できないことから、契約金額の透明性及び経済性確保の観点から、より一層の改善を求められたものです。

このため、原子力機構は、既に今年度から、当該契約においては、精算に係る特約条項を付した概算契約としています。

会計検査院は、見積額と実績額を比較したところ人件費で1.8倍、外注費で1.5倍の差があったとし、契約から支払いまでの透明性及び経済性確保の観点から、より改善を求めました。

当該契約は、請負契約ですが、一般的に請負契約は、納入された成果物が仕様を満足していれば、実績額を把握する必要のない確定契約となっています。しかしながら、当該契約は特殊な背景(不確定要素の多い革新的な技術開発で、かつ競争性のない随意契約)があることから、改善の余地ありとされたものです。